証券コード　9896
2023年６月13日

株 主 各 位

東京都江東区新木場一丁目７番22号
ＪＫホールディングス株式会社
代表取締役社長　青 木　　慶 一 郎

# 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト（https://www.jkhd.co.jp/）

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（ＪＫホールディングス）または証券コード（9896）を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますよう。お願い申し上げます。

**なお、当日ご出席いただくほかに、次の何れかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年６月27日（火曜日）午後５時20分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。**

**◆書面（郵送）による議決権の行使**
　本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

**◆電磁的方法（インターネット）による議決権の行使**
　後記（３頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の御案内に従って、上記の行使期限までに議案の賛否をご入力いただきたく申し上げます。

敬　具

記

１．日　　　時　2023年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　　所　東京都江東区新木場一丁目７番22号
当社本店　新木場タワー１階　大ホール
**（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）**
３．目 的 事 項
**報 告 事 項**
１．第77期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第77期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件
**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
**第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
**第７号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件
**第８号議案**　退任取締役に対する退職慰労金支給の件

◆議決権行使に関する決定事項
(1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
(2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(3) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①　連結計算書類の「連結株主資本変動計算書」「連結注記表」
②　計算書類の「株主資本変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません（株主優待制度を実施しております。）。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

**議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net**

バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の２次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

**議決権行使期限：2023年６月27日（火曜日）午後５時20分入力完了分まで**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

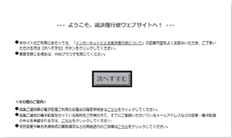


・「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

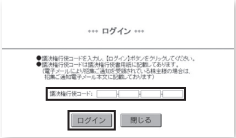


・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

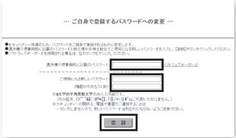


・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

**以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

| | |
|---|---|
| **インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ** | 三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル<br>フリーダイヤル　0120-652-031（受付時間９:00～21:00） |

**機関投資家の皆様へ**

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

**〈株主総会資料の電子提供制度に関するご案内〉**

2022年９月１日に施行された改正会社法により、2023年３月開催の株主総会から株主総会資料の電子提供制度（ウェブサイトから閲覧する方法により株主総会資料を提供する制度）が導入されました。株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。次回以降の株主総会についても、書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日（定時株主総会については３月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

**〈株主優待制度について〉**

当社は、３月31日の株主名簿に300株以上記載または記録された株主様に対し、ご所有株数に応じたポイントを進呈しご希望の商品と交換できる株主優待制度を行っておりますが、2023年11月30日（木）をもってポイントから商品への交換を終了させていただきます。同時に本株主優待制度も終了となります。よって、昨年付与され未交換ポイント繰越分（株式売却により当社の株主番号が変わった場合はその時点で未交換ポイントは失効となっております。）及び今回付与されたポイントの商品交換も期限である本年11月30日（木）までとなり、以降は無効となりますので早めの商品交換をお願い申し上げます。

【株主優待サイトのご案内】
https://jkhd.premium-yutaiclub.jp/

本年３月末に300株以上保有されております株主様向けに別途送付されております「株主優待のご案内」に記載の手順に従い、必要情報を入力・登録のうえ、ＪＫホールディングス・プレミアム優待倶楽部を通じてポイント交換をお願い申し上げます。

**2023年３月期末時点で、300株未満の株主の皆様につきましては、「株主優待のご案内」をお送りしておりません。昨年から失効していない未使用ポイントをお持ちの株主様の登録内容は昨年のままとなっております。「株主優待サイト」で、ご確認ください。**

**議決権行使ウェブサイト等および株主優待サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますのでご了承ください。**

| システムに関するお問い合わせ |
| --- |
| ＪＫホールディングス・プレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク |
| 0120－302－724　　受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く） |

（提供書面）

# 事　業　報　告

（自　2022年４月１日<br>至　2023年３月31日）

## Ⅰ．企業集団の現況

### １．当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が沈静化に向かい、経済活動が正常化に向かう一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等により資材、エネルギー価格が高騰、これに日米金利差等に起因する円安があいまって物価高が進みました。

当社グループが属する住宅業界では、「ウッドショック」の収束に伴う反動から木材や木質系素材の価格が下落する一方、建材や住宅設備は一般の資材価格同様上昇が続き、住宅価格は高騰しています。このため、新設住宅着工戸数は通期で△0.6％と減少しており、とりわけ当社グループが主力とする持ち家では△11.8％、木造では△5.9％と減少幅が大きくなっています。

このような状況下、当社グループは、３年半ぶりとなるジャパン建材フェアを８月に開催したほか、各地での展示会を再開、営業活動を活発化させました。また、並行して、新中期経営計画『Further Growth 24』の初年度として、次代に向けた諸施策を推進しています。

この結果、当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

売上高は4,070億22百万円（前期比8.2％増）とレコードを更新しました。利益面では、仕入れ値の上昇により利益率が期を通じて低下傾向にあり、通期では、ウッドショック前の水準を大きく上回っているものの、過去最大の増益となった昨年度からは２桁の減少となっています。具体的には、営業利益は97億23百万円（同22.1％減）、経常利益は103億円（同21.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億86百万円（同24.9％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜総合建材卸売事業＞

「ウッドショック」の反動から木材は値下がり傾向が続き、「ウッドショック」の影響により上がった価格水準を維持していた合板も期末にかけて値を下げつつあります。その他建材、住宅設備等は資材、エネルギー価格の高騰等から価格は上昇傾向にあります。仕入れのコントロールや販売価格の交渉等極めて難しい市場環境でしたが、中核のジャパン建材株式会社をはじめ、グループの総合力を活かした営業展開を行い、セグメント全体では好調を維持しています。

この結果、当事業の売上高は3,352億37百万円（前期比8.0％増）、営業利益は75億59百万円（同3.5％増）と増収増益を維持しました。

＜合板製造・木材加工事業＞

当事業の中核を占める株式会社キーテックは、期初からロシア産単板の輸入停止が続き主力のキーラム（LVL）事業が減産を余儀なくされましたが、国産合板を製造する山梨合板工場が計画を上回る価格を維持できたことなどから、同社全体としては売上、利益とも増加しました。他方、ティンバラム株式会社は、欧州から輸入する原材料の仕入れ価格が相対的に高い水準を維持する一方、国内の製品相場が急激に軟化し、売上、利益とも苦戦しています。

この結果、当事業の売上高は169億60百万円（前期比6.2％減）、営業利益は７億60百万円（同82.0％減）と減収減益となりました。

＜総合建材小売事業＞

総合建材小売業につきましては、第１四半期連結累計期間に当社連結子会社の株式会社ブルケン四国に同株式会社ブルケン松山を吸収合併し組織の再編を図る一方、愛媛県今治市を拠点に建材卸及び建築業を営む株式会社協和を新たに同社の子会社として四国地区における業容の拡大を図りました。第２四半期連結累計期間には、当社連結子会社の株式会社ブルケン・マルタマが、群馬県前橋市を拠点に木材・建材販売及び建築工事業を手掛ける株式会社ブルケン前橋銘木を新たに子会社化するとともに、当社連結子会社の株式会社ブルケン・ウエストが、熊本県玉名市を拠点に合板・建材販売及び建築工事業を手掛ける有限会社原口建材店を新たに子会社化し、関東および九州における業容拡大を図りました。第３四半期連結累計期間には、当社連結子会社である株式会社ブルケン関東（旧株式会社ハウス・デポ関東）に同新いずみ建装株式会社および同株式会社三栄社を、同株式会社ブルケン東日本に同株式会社ダイエイを、同株式会社ブルケン・マルタマに同株式会社ブルケン前橋銘木を各々吸収合併し組織の再編を図りました。第４四半期連結累計

期間には、株式会社ブルケン四国と期初にその子会社とした株式会社協和を合併したほか、株式会社ブルケン関東が、電設資材小売り事業を営む日新電機株式会社から同事業を譲り受け、新事業進出にチャレンジいたします。総合建材小売事業セグメントでは、積極的にＭ＆Ａを推進するとともに適宜組織再編を実施し、各地の事業承継ニーズに応えながら、グループのネットワークをダイナミックに拡大しています。

この結果、当事業の売上高は507億７百万円（前期比14.6％増）、営業利益は13億61百万円（同71.1％増）と増収増益になりました。

＜その他＞

その他には、建材小売店の経営指導を中心にフランチャイズ事業を展開している株式会社ハウス・デポ・ジャパンのほか、建設工事業の子会社５社、物流関係の子会社等５社および純粋持株会社でありますＪＫホールディングス株式会社の一部事業等を区分しております。これらの子会社のうち建設工事業を手掛けるＪＫホーム株式会社については、その事業を第４四半期連結累計期間に新設した株式会社リビングライフ・イノベーションに引き継き、2024年度内にも清算することとしました。株式会社リビングライフ・イノベーションは、引き継いだ事業の刷新を図るとともに、新たにＤＸ事業部を設け、新分野へのチャレンジを開始いたします。

この結果、当事業の売上高は41億16百万円（前期比23.4％増）、営業損失は２億23百万円（前期は96百万円の利益）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は27億12百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

| 事業区分 | 会社名 | 所在地 | 設備の内容 |
|---|---|---|---|
| その他 | ＪＫホールディングス株式会社 | 福岡県福岡市 | 事務所 |
| その他 | ＪＫホールディングス株式会社 | 東京都江東区 | 本社ビル |
| 合板製造・木材加工事業 | ティンバラム株式会社 | 秋田県南秋田郡 | 機械設備 |
| 総合建材小売事業 | 株式会社ハウス・デポ関西 | 京都府京都市 | 事務所 |

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

| 事業区分 | 会社名 | 所在地 | 設備の内容 |
|---|---|---|---|
| その他 | ＪＫホールディングス株式会社 | 千葉県木更津市 | 倉庫 |

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

| 事業区分 | 会社名 | 所在地 | 設備の内容 |
|---|---|---|---|
| その他 | ＪＫホールディングス株式会社 | 千葉県佐倉市 | 賃貸不動産 |
| その他 | ＪＫホールディングス株式会社 | 宮城県仙台市 | 賃貸不動産 |

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度は、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達を行っております。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

当社連結子会社の株式会社ブルケン・ウエストは2022年５月１日付で中村木材有限会社より、また、当社連結子会社の株式会社ブルケン関東は2023年２月１日付で日新電機株式会社より事業のさらなる拡大と充実を図ることを目的として事業の一部を譲り受けました。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社連結子会社の株式会社ブルケン四国は2022年４月１日付で株式会社協和を取得、同株式会社ブルケン・マルタマは2022年７月１日付で株式会社ブルケン前橋銘木を取得、同株式会社ブルケン・ウエストは2022年７月１日付で有限会社原口建材店を取得し、当社は2023年１月13日付で株式会社リビングライフ・イノベーションを設立し当社連結子会社とし、2023年３月13日付で当社連結子会社の株式会社ハウス・デポ・ジャパンの株式を追加取得いたしました。

また、当社は2023年１月18日付で株式会社ハウス・デポ・パートナーズの全株式を売却したため、持分法適用会社から除外しております。

## ２．財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区　　　分 | 第74期<br>2020年３月期 | 第75期<br>2021年３月期 | 第76期<br>2022年３月期 | 第77期<br>(当連結会計年度)<br>2023年３月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高 | 368,479百万円 | 343,254百万円 | 376,120百万円 | 407,022百万円 |
| 経　常　利　益 | 4,711百万円 | 5,223百万円 | 13,111百万円 | 10,300百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,780百万円 | 2,949百万円 | 8,907百万円 | 6,686百万円 |
| １株当たり当期純利益 | 90円65銭 | 98円74銭 | 298円63銭 | 224円85銭 |
| 総　　資　　産 | 208,602百万円 | 206,288百万円 | 224,932百万円 | 225,408百万円 |
| 純　　資　　産 | 42,079百万円 | 45,176百万円 | 53,279百万円 | 57,897百万円 |
| １株当たり純資産額 | 1,345円42銭 | 1,466円15銭 | 1,732円16銭 | 1,937円49銭 |

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区　　　分 | 第74期<br>2020年３月期 | 第75期<br>2021年３月期 | 第76期<br>2022年３月期 | 第77期<br>(当事業年度)<br>2023年３月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高 | 5,616百万円 | 5,761百万円 | 5,939百万円 | 6,528百万円 |
| 経　常　利　益 | 909百万円 | 1,069百万円 | 1,776百万円 | 1,308百万円 |
| 当　期　純　利　益 | 902百万円 | 613百万円 | 2,034百万円 | 2,676百万円 |
| １株当たり当期純利益 | 29円43銭 | 20円55銭 | 68円20銭 | 90円00銭 |
| 総　　資　　産 | 65,146百万円 | 64,495百万円 | 65,536百万円 | 65,791百万円 |
| 純　　資　　産 | 25,039百万円 | 25,420百万円 | 26,341百万円 | 26,917百万円 |
| １株当たり純資産額 | 827円24銭 | 852円22銭 | 883円10銭 | 930円68銭 |

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

## ３．重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ジャパン建材株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 通商株式会社 | 490百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 物林株式会社 | 50百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 株式会社ミトモク | 90百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 株式会社銘林 | 99百万円 | 99.9% | 総合建材卸売事業 |
| 株式会社ＪＫＩ | 50百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 株式会社ＫＹＥ　ＢＯＡＲＤ | 20百万円 | 100.0% | 総合建材卸売事業 |
| 株式会社キーテック | 268百万円 | 95.4% | 合板製造・木材加工事業 |
| ティンバラム株式会社 | 92百万円 | 100.0% | 合板製造・木材加工事業 |
| 株式会社ブルケン・マルタマ | 30百万円 | 100.0% | 総合建材小売事業 |
| 株式会社ハウス・デポ・プラス | 10百万円 | 100.0% | 総合建材小売事業 |
| 株式会社ブルケン関東 | 30百万円 | 100.0% | 総合建材小売事業 |
| 株式会社ブルケン東日本 | 30百万円 | 100.0% | 総合建材小売事業 |
| 株式会社ブルケン・ウエスト | 30百万円 | 100.0% | 総合建材小売事業 |
| 株式会社ハウス・デポ・ジャパン | 300百万円 | 62.0% | その他 |

（注）出資比率は間接保有を含んでおります。

## ４．対処すべき課題

### (1) 経営の基本方針

当社グループは住宅建築資材の流通業を主要事業とし、「快適で豊かな住環境の創造」という企業理念の下、より良い住宅資材を、適正価格で、お客様の要望される場所へタイムリーにお届けすることを目標に営業活動を展開しております。また、単にモノを販売するだけでなく、お取引先である建材販売店や工務店などに経営のノウハウを提供することで、お取引先との共存共栄を図る仕組みづくりにも取り組んでおります。

純粋持株会社である当社がグループの経営管理機能を一段と強化し、事業展開の判断の迅速化と経営の透明性の向上に努めるとともに、グループ各社が連携して高い総合力を発揮できる企業グループを形成し、株主価値の更なる向上を目指したグループ経営を推進してまいります。

### (2) 中期経営計画（2022年度～2024年度）の取り組み

中期経営計画の対象期間である2022年度からの３ヶ年は、新型コロナウイルス感染症の収束とともに個人消費を中心とした景気回復が期待される一方、ウクライナ情勢の動向や、金利や為替の変動、資材、エネルギーさらにはサービス価格の高騰懸念等、極めて不透明な事業環境が継続するものと予測されます。

このような認識の下、当社グループは引き続き成長拡大路線を堅持しつつ、突発的な事象への高い機動力と柔靭さを持って対応するとともに、2030年度をより魅力ある企業グループへと生まれ変わるターゲットイヤーとした長期ビジョン『Brand-New JKHD 2030』を掲げ、今次中期経営計画を更なる成長への第一歩とするという想いを込め、新中期経営計画を策定しそのスローガンを『Further Growth 24』としました。

以上の認識と基本的な考え方をもとに、中期経営計画の取り組みとして次の３本の柱を打ち立て、各々の柱ごとに諸施策を展開してまいります。

① 持続的成長を目指した連結経営基盤強化

短期的経営環境、社会環境へ柔軟に対応しつつ、次世代においてもより力強い組織体であることを目指し、経営基盤として中核を担う人財、ＩＴへの投資を行うと同時に、より効率的な事業運営を可能とするポートフォリオマネジメントを実施します。

- 次世代人材育成
- ダイバーシティ・インクルージョン推進
- ポートフォリオマネジメント
- グループ共通基盤の構築を目指したＩＴ投資
- コーポレートガバナンス・コンプライアンス強化

② コア事業における競争力強化

建材卸売事業におけるＤＸを活用した物流効率化を主軸に、各セグメントにおけるコア事業の強化を行い、既存マーケットにおけるプレゼンス拡大を目指します。

- ＤＸを活用した物流効率化
- Ｍ＆Ａ・事業承継を通じた拠点整備
- 取引先様へのサービス深化・高度化

③　社会課題解決型ビジネスの推進

2050年におけるカーボンニュートラルを見据えた循環型社会構築に向けた取り組みを加速し、建築業界を取り巻く様々な社会課題に対するソリューションの提供を通じて新規事業の取り込みを行います。

・循環型社会の構築に向けた取り組み
・職人不足・高齢化への対応
・後継者不在・経営者高齢化へのサポート

## 5．企業集団の主要な事業セグメント（2023年３月31日現在）

当連結グループの事業区分は、建築資材を商社及びメーカー等から仕入販売している総合建材卸売販売事業と合板を製造販売、木材を加工販売している事業、建築資材を小売販売している総合建材小売事業及びその他に区分しております。

各事業区分の主要商品及び製品は以下のとおりであります。

| 事業区分 | 売上区分 | 主要商品及び製品 |
|---|---|---|
| 総合建材卸売事業 | 合板 | ラワン合板、針葉樹合板、雑木合板等 |
| | 合板二次製品 | 木質内装材、化粧合板、床材、天井材、外装材等木質系建材 |
| | 建材 | 石膏ボード、パーチクルボード、ハードボード、サイディング、断熱材、床材、壁面材、天井材等非木質系建材 |
| | 住宅機器 | 玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、キッチン、洗面化粧台、浴槽、トイレ用品、窓周り商品、照明器具、家電製品等 |
| | その他 | 建築工事請負 |
| 合板製造・木材加工事業 | 合板等 | 針葉樹合板、構造用ＬＶＬ（単板積層材）、構造用集成材、２×４パネル |
| 総合建材小売事業 | 合板 | ラワン合板、針葉樹合板、雑木合板等 |
| | 合板二次製品 | 木質内装材、化粧合板、床材、天井材、外装材等木質系建材 |
| | 建材 | 石膏ボード、パーチクルボード、ハードボード、サイディング、断熱材、床材、壁面材、天井材等非木質系建材 |
| | 住宅機器 | 玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、キッチン、洗面化粧台、浴槽、トイレ用品、窓周り商品、照明器具、家電製品等 |
| | その他 | 建築請負工事 |
| その他 | その他 | フランチャイズ事業、不動産賃貸業、倉庫及び運送業、建設工事業、旅行業、保険代理業、ＥＣ事業 |

## ６．企業集団の主要拠点（2023年３月31日現在）

### (1) 総合建材卸売事業

| | | |
|---|---|---|
| ジャパン建材株式会社 | 本　社 | 東京都江東区 |
| | 営業部 | 首都圏第一営業部（東京都）、首都圏第二営業部（神奈川県）、首都圏第三営業部、首都圏第四営業部（以上、埼玉県)、首都圏第五営業部（東京都）、関東営業部（群馬県）、東北営業部（宮城県）、北海道営業部（北海道）、中部営業部（愛知県）、関西営業部（大阪府）、中国営業部（広島県）、四国営業部（愛媛県）、九州営業部（福岡県） |
| | 営業所 | 各営業部の傘下に、北は北海道から南は沖縄まで、95の営業所等があります。 |
| 通商株式会社 | 本　社 | 大阪府大阪市北区 |
| | 支　店 | 大阪第一・第二支店、鳥飼支店、泉北支店（以上大阪府）、加古川支店、西宮支店（以上兵庫県）、木津川支店（京都府）、東海支店（愛知県）、福岡支店、久留米支店（以上福岡県）、鈴鹿支店（三重県）、四国支店（愛媛県）、山口支店（山口県）、熊本支店（熊本県）、倉敷支店（岡山県）、東京支店（東京都） |
| 物林株式会社 | 本　社 | 東京都江東区 |
| | 営業部 | 木材営業部、住環境システム部、国産材事業推進部、環境・景観事業部、建設事業部、ランドスケープ事業部（以上東京都）、国産材営業部、建設資材営業部（以上北海道） |
| 株式会社ミトモク | 本　社 | 茨城県水戸市 |
| | 営業所 | 日立営業所、土浦営業所（以上茨城県）、鹿沼営業所（栃木県） |
| 株式会社銘林 | 本　社 | 東京都江東区 |
| | 営業所 | 水戸営業所（茨城県）、群馬営業所（群馬県）、千葉営業所（千葉県）、長野営業所、松本営業所（以上長野県）、新潟営業所（新潟県）、郡山営業所（福島県）、仙台営業所（宮城県）、盛岡営業所（岩手県）、秋田営業所（秋田県）、札幌営業所（北海道）、清水営業所（静岡県）、特販部（東京都） |

### (2) 合板製造・木材加工事業

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社キーテック | 本　社 | 東京都江東区 |
| | 工　場 | 木更津工場（千葉県）、山梨工場（山梨県） |
| ティンバラム株式会社 | 本　社 | 秋田県南秋田郡 |
| | 工　場 | 五城目工場、大館花岡工場、釈迦内工場（以上秋田県） |

### (3) 総合建材小売事業

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ブルケン・マルタマ | 本　社 | 東京都調布市 |
| | 営業所 | 調布営業所、多摩営業所、国分寺営業所、西東京営業所（以上東京都）、上越営業所（新潟県）、長野営業所（長野県）、甲府営業所（山梨県）、坂戸営業所、行田営業所、岩槻営業所（以上埼玉県）、前橋営業所（群馬県） |
| 株式会社ハウス・デポ・プラス | 本　社 | 愛知県一宮市 |
| | 支　店 | 北関東完成品センター（埼玉県）、福島完成品センター（福島県）、東北完成品センター（宮城県）、岩手完成品センター（岩手県）、中部完成品センター（愛知県）、関西完成品センター（大阪府）、中国完成品センター（岡山県）、九州完成品センター（福岡県） |
| 株式会社ブルケン関東 | 本　社 | 千葉県習志野市 |
| | 営業所 | 習志野営業所、千葉営業所、成田営業所、松戸営業所（以上千葉県）、草加営業所（埼玉県）、横浜営業所、綾瀬三栄営業所、小田原営業所（以上神奈川県）、沼津営業所、御殿場営業所（以上静岡県）、江戸川営業所（東京都） |
| 株式会社ブルケン東日本 | 本　社 | 宮城県仙台市 |
| | 営業所 | 福島営業所、郡山営業所、会津営業所、いわきダイエイ営業所（以上福島県）、仙台営業所、原町営業所、白石営業所（以上宮城県）、秋田営業所、横手営業所（以上秋田県）、寒河江営業所（山形県）、青森営業所、つがる営業所、軽米営業所、上北営業所、十和田営業所、八戸営業所（以上青森県）、札幌営業所、旭川営業所、小樽営業所、苫小牧営業所、湧別営業所、紋別営業所（以上北海道） |
| 株式会社ブルケン・ウエスト | 本　社 | 福岡県宗像市 |
| | 営業所 | 福岡営業所、北九州営業所、朝倉営業所、宗像営業所、行橋営業所、飯塚営業所（以上福岡県）、大分営業所（大分県）、下関営業所（山口県）、霧島営業所、鹿児島営業所、鹿屋営業所、伊佐営業所、北薩営業所（以上鹿児島県） |

### (4) その他

| | | |
|---|---|---|
| ＪＫホールディングス株式会社 | 本　社 | 東京都江東区 |
| 株式会社ハウス・デポ・ジャパン | 本　社 | 東京都江東区 |

## ７．使用人の状況（2023年３月31日現在）

### ⑴ 企業集団の使用人の状況

| 事業セグメント | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 総合建材卸売事業 | 1,431名（502名） | ＋55名（△22名） |
| 合板製造・木材加工事業 | 490名（86名） | △14名（△２名） |
| 総合建材小売事業 | 876名（65名） | ＋48名（△２名） |
| その他 | 317名（56名） | ＋14名（△５名） |
| 合計 | 3,114名（709名） | ＋103名（△31名） |

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
２．使用人数が前連結会計年度末に比べて、103名増加いたしましたのは、主として株式会社協和、株式会社ブルケン前橋銘木、有限会社原口建材店を連結子会社としたことによるものです。

### ⑵ 当社の使用人の状況

| 当期末使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 161名(47名) | ＋８名(△３名) | 41歳４ヶ月 | 14年11ヶ月 |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

## ８．主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

（企業集団）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 8,979百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 8,476百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,791百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 2,097百万円 |
| 株式会社東日本銀行 | 1,790百万円 |
| 農林中央金庫 | 1,525百万円 |

## Ⅱ．会社の現況

### １．株式の状況（2023年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数** 70,000,000株

**(2) 発行済株式の総数** 31,040,016株

（自己株式2,117,676株を含む。）

**(3) 株主数** 8,429名

**(4) 大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 吉野石膏株式会社 | 4,296千株 | 14.86% |
| 吉田繁 | 2,271 | 7.86 |
| ＪＫホールディングス従業員持株会 | 1,845 | 6.38 |
| 三井物産株式会社 | 1,679 | 5.81 |
| ＳＭＢ建材株式会社 | 1,517 | 5.25 |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） | 1,434 | 4.96 |
| 伊藤忠建材株式会社 | 1,104 | 3.82 |
| 公益財団法人ＰＨＯＥＮＩＸ | 1,030 | 3.56 |
| 吉田隆 | 715 | 2.48 |
| 吉田勲 | 522 | 1.81 |

(注) １．当社は自己株式2,117千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ２．新株予約権等の状況（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

## ３．会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 吉田　隆 | |
| 代表取締役社長 | 青木　慶一郎 | |
| 取締役 | 小川　明範 | ジャパン建材㈱代表取締役社長執行役員 |
| 取締役 | 小柳　龍雄 | ジャパン建材㈱取締役副社長執行役員 |
| 取締役 | 舘崎　和行 | 経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長兼総務部長 |
| 取締役 | 吉田　輝 | 経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長 |
| 取締役 | 田中　秀明 | |
| 取締役 | 谷内　豊 | |
| 常勤監査役 | 太田　孝三 | |
| 常勤監査役 | 田端　裕和 | |
| 監査役 | 小林　慎一 | |
| 監査役 | 松田　昭博 | |

（注）１．取締役田中秀明氏及び谷内豊氏は、社外取締役であります。

２．監査役小林慎一氏及び松田昭博氏は、社外監査役であります。

３．監査役太田孝三氏は子会社の管理本部長及び代表取締役を、監査役田端裕和氏は金融機関の要職を歴任後、子会社の管理担当取締役を経験し、また、監査役小林慎一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、取締役田中秀明氏、谷内豊氏、監査役小林慎一氏及び松田昭博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度中に退任した会社役員

取締役　金子　智昭　2022年６月28日退任

６．2023年４月１日以降の取締役の異動は次の通りであります

| 氏名 | 異動後の地位 | 異動後の担当及び重要な兼職の状況 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 吉田　輝 | 常務取締役 | 経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長 | 2023年４月１日 |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役それぞれとの間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

この契約では、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とし、その責任を負うこととしております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役吉田隆氏、青木慶一郎氏、小川明範氏、小柳龍雄氏、舘崎和行氏、吉田輝氏、田中秀明氏、谷内豊氏、監査役太田孝三氏、田端裕和氏、小林慎一氏及び松田昭博氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合には補償の対象としないこととしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、管理職従業員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、塡補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 報酬の決定に関する方針

当社の役員報酬は、全役員を対象とする固定報酬と取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動報酬のほか、取締役を対象とする退職慰労金によって構成されており、これらの報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針等を、取締役会が定めた内規において次のように定めています。

・固定報酬の基準となる額は、取締役（社外取締役を除く。）及び社外取締役に対して、その区分ごとに、社外の調査結果などをベンチマークとして決定

・業績連動報酬の基準となる額は、取締役（社外取締役を除く。）に対して固定報酬額の２分の１を目安に、売上及び利益等の計画及び前年度実績との比較などを通じた全社業績評価及び全社業績に対する個人の貢献を加味して決定
・退職慰労金の基準となる額は、役位ごとの最終報酬月額に、役位ごとに定めた倍率および各在任年数を乗じて得た金額を基本支給額として決定

b．報酬等の決定方法等

上記方針の下で、個々の取締役ごとの具体的な固定報酬及び業績連動報酬の金額については、社外取締役を主な構成員とする任意の報酬委員会で審議し決定します。また、個々の取締役の退職慰労金については、株主総会決議による取締役会への一任を得た上で、上記の基本支給額を基準として取締役会から再委任を受けた報酬委員会が審議し決定します。報酬委員会の活動状況については、都度、取締役会に報告されます。固定報酬は毎月均等に支払い、業績連動報酬は毎年度一定の期間に一括して支払います。退職慰労金は取締役の退任後に支払います。

また、報酬委員会は、監査役の報酬に関して、取締役の報酬と同様の手法をもってその原案を決定し、監査役会に報告します。個々の監査役ごとの具体的な固定報酬の金額は、監査役の協議によって決定します。

なお、取締役のうち子会社であるジャパン建材株式会社の業務執行取締役を兼任する者の報酬は同社が負担することとしており、当社は当該取締役に対する報酬（退職慰労金を含む。）を一切負担していません。

c．業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は、売上及び利益等の計画及び前年度実績との比較とし、その実績は下記表になります。当該指標については、業績向上に対する意識を高めさせるため業績指標を反映した業績連動報酬としております。

※2022年３月期（前連結会計年度）

| | 期初計画 | 実績 | 前年実績(2021年) |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 344,000百万円 | 376,120百万円 | 343,254百万円 |
| 経常利益 | 5,300百万円 | 13,111百万円 | 5,223百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,000百万円 | 8,907百万円 | 2,949百万円 |

d．当事業年度に係る取締役の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬委員会において決定された報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の報告を受け、当該決定方針との整合性を含め審議を行い、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の額

| 区　分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる役員の員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 退職慰労金 | |
| 取締役（うち社外取締役） | 172 (11) | 102 (10) | 50 (―) | 19 (0) | 6 (2) |
| 監査役（うち社外監査役） | 33 (11) | 29 (11) | ― (―) | ― (―) | 4 (2) |
| 合計（うち社外役員） | 206 (22) | 130 (21) | 56 (―) | 19 (0) | 10 (4) |

（注）１．当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1998年６月29日であり、その決議内容は、取締役12名に対し報酬限度額が年額600百万円以内、監査役４名に対し報酬限度額が年額60百万円以内です。また、この報酬限度とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の限度を取締役７名（社外取締役は除く）に対し年額30百万円とする旨、2018年6月28日の株主総会で決議いただいており、個々の取締役への支給時期及び配分については、取締役会にて決定することとしています。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．上記表には2022年６月28日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

４．取締役会は、委員長を取締役会長吉田隆氏、委員を社外取締役田中秀明氏、谷内豊氏が務める報酬委員会に対し各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、過半数を社外取締役が務め、客観性・透明性を確保できるものと考え、評価を行うには報酬委員会が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2022年６月28日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対して支払った役員慰労引当金は以下のとおりであります。

・取締役１名　10百万円

（上記には、過年度の事業年度において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額、取締役分７百万円が含まれております。）

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況等

| 地位 | 氏名 | 兼任先及び兼任内容 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 社外監査役 | 小林 慎一 | 小林公認会計士事務所 | 代表 |

（注）当社は、小林公認会計士事務所との間に重要な取引関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び<br>社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 田中 秀明 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席しております。<br>金融機関での経験を活かし、金融・財務・企業統治等の専門的な立場から、業務執行を行う経営陣に対し独立した客観的視点で、助言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員を委嘱されており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 谷内 豊 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席しております。<br>金融機関での経験を活かし、金融・財務・企業統治等の専門的な立場から、業務執行を行う経営陣に対し独立した客観的視点で、助言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員を委嘱されており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外監査役 | 小林 慎一 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席、監査役会には14回中14回出席しております。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、監査役会において、当社グループの内部監査等について適宜、必要な発言をしております。 |
| 社外監査役 | 松田 昭博 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席、監査役会には14回中14回出席しております。<br>金融機関での経験を活かし、金融業に関する豊富な知識と様々な分野の高い見識から、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、必要に応じ発言をしております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について必要に応じ発言をしております。 |

## ４．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2022年６月28日開催の第76期定時株主総会の時をもって退任いたしました。

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

| | | 支　払　額 |
|---|---|---|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人の報酬等 | 55百万円 |
| ② | 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 83百万円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ５．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「快適で豊かな住環境の創造」を企業理念として掲げ、当社グループの全ての役職員が「役職員の行動規範」を遵守し、法令・社会的規範・倫理を踏まえ誠実かつ適切に行動する。

② コンプライアンスの推進に関しては、担当取締役を任命し、同取締役が委員長を務める「コンプライアンス・リスク管理委員会」が、コンプライアンスに関する当社グループの方針の作成・改定、コンプライアンス体制の維持・管理、並びに教育・啓蒙・実施状況の確認等を行う。

③ 万一「役職員の行動規範」に対する違反行為が当社グループにおいて発生した場合は、その内容・対処案を「コンプライアンス・リスク管理委員会」が取締役会、監査役会に報告する。

④ 行動規範の違反等に関して、直属のラインを超えた報告・相談を可能にするため、社内及び社外に内部通報窓口を設置すると共に、通報者に不利益が及ばないようにする。

⑤ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察･弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

［運用状況］

・「コンプライアンス宣言」や「役職員の行動規範」を制定し社員手帳に掲載するなど、グループ全役職員が法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しています。

・コンプライアンスに関しては、代表取締役社長が委員長を務める「コンプライアンス・リスク管理委員会」を３ヶ月毎に開催し、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。重要な問題が発生した場合には、取締役会・監査役会に報告し、対応を行います。

・コンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置し、不正行為等の未然防止に努めています。また、通報者に不利益が及ばないような体制を整えております。

・反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察署特殊暴力対策協議会に加入し、講習会等への参加により情報収集を行うなど、排除に努めています。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係わる情報管理及び個人情報を含む社内・外の情報管理については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切な保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて管理状況の検証や各規程の見直し等を行う。

② 社内規程及びそれに関する各管理マニュアルはデータベース化し、当社の役職員が即座に閲覧・検索できる体制を維持する。

[運用状況]

・情報の保存管理は、「情報管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っています。

・社内規程及びそれに関する各管理マニュアルはデータベース化し、当社の役職員が即座に閲覧・検索できる体制を維持するとともに、適宜見直し等を行っています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスク管理の基本方針並びに体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を構築、整備する。

② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する当社グループ全体の方針の作成・改定、リスク管理体制の維持・管理、並びに教育・啓蒙・実施状況の確認等を行う。

③ 経営の意思決定に際し全社的に影響を及ぼす重要事項については、取締役会に諮る前に、当社並びにジャパン建材株式会社の役付役員で構成される常務会に諮ることで慎重を期す。

④ 当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、代表取締役に直属する監査部を設置し、当社並びに当社グループ各社の内部監査を実施する。監査結果は代表取締役宛に報告すると共に、業務そのものの改善が必要な場合は代表取締役に改善提案を行う。

⑤ 代表取締役は、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について速やかに調査・検証を行い、担当部署に改善を指示する。

⑥　当社並びにジャパン建材株式会社の役付取締役以上の在京役員で情報交換会を毎朝開催し、突発的な事態が発生した場合にも即応できる体制を維持するほか、非常災害時においては、「非常災害対策規程」及び同規程に基づくＢＣＰ（事業継続計画）に従い、会社全体で対応する。

［運用状況］
・代表取締役社長が委員長を務める「コンプライアンス・リスク管理委員会」を３ヶ月毎に開催し、リスク管理体制の維持・管理、並びに教育・啓蒙・実施状況の確認等を行っています。
・重要事項については、常務会での事前審議を行っています。
・代表取締役に直属する監査部及びグループ経営企画室が当社並びに当社グループ各社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役宛に報告しています。また、監査部は監査役会とも連携し、業務の適正確保に努めています。
・当社並びにジャパン建材株式会社の役付取締役以上の在京役員で情報交換会を毎朝開催し、突発的な事態が発生した場合にも即応できる体制を構築しています。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①　取締役会は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画並びに中期経営計画の目標に沿って立案された各年度予算を策定する。
経営目標の進捗状況は、月１回開催されるグループ社長会並びに毎月の取締役会に定期的に報告され、必要に応じ見直し等を行う。

②　日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限を委譲し、各部門の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行し、取締役会がこれを管理する。

［運用状況］
・取締役会によって策定された中期経営計画並びに各年度予算は、月１回開催されるグループ社長会並びに毎月の取締役会で進捗状況を管理し、必要に応じて見直し等を行っています。
・取締役会は規程に基づき権限を明確化し、日常業務が適切に行われるよう管理しています。

**(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

①　当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制を整備し運用する体制を構築する。

② また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

［運用状況］

・各種研修会等への参加により関係法令の正確な理解に努めるとともに、グループ子会社への指導・教育を継続的に実施するなど、財務報告の信頼性確保に努めています。

**(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 「関係会社管理規程」に基づき子会社等を管理し、代表取締役がこれを管掌する体制とする。

② 年２回、当社グループ各社の代表者を一同に会した経営計画発表会を開催し、グループ各社の経営計画を報告させる。また、毎月１回グループ社長会を開催し、グループ各社の業務進捗状況等の確認を行うとともに、業務運営上の課題等に対し適宜協議を行うことにより、子会社取締役の職務執行の適切性を確保する。

③ 子会社等に損失の危険が発生または発生するおそれが生じた場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に対する影響について、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告し、状況に応じて取締役会や監査役会に報告を行う。

④ 内部通報制度の窓口を当社及び当社グループ共用のものとして社内外に設置すると共に、通報者に不利益が及ばないようにする。

⑤ 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

［運用状況］

・「関係会社管理規程」を定め、グループ経営企画室が各子会社を管理指導しています。

・年２回開催する経営計画発表会や月１回開催するグループ社長会等を通じてグループ各社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、適宜対応を行うことにより業務運営の適切性を確保しています。

・子会社等のリスク管理に関しても「コンプライアンス・リスク管理委員会」への報告を義務付けており、内部通報制度の運用もグループ共用の内部通報窓口を設置するなど、一元的な管理を行っています。また、海外子会社については、現地の法令等に沿った対応を優先しています。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性並びに監査役指示の実効性に関する事項**

① 現在監査役の職務を補助すべき専任の使用人はいないが、必要に応じて監査役の職務を補助する専任スタッフを設置する。

② 専任スタッフは、監査役の指示に従いその職務を遂行すると共に、子会社等の監査役の職務補助も兼務することを可能とする。

③ 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、専任スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

［運用状況］

・総務部に監査役の業務補助を行うスタッフを配置し、各監査役の職務執行の補助を行っています。

**(8) 当社グループの取締役・監査役及び使用人が、監査役への報告をするための体制**

① 監査役は、取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて当社グループの取締役、監査役又は使用人（以下、役職員という。）に説明を求めることとし、役職員は速やかに適切な報告を行う。

② 当社は、当社グループの役職員が法令等の違反行為等、当社又は当社グループ企業に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに当社監査役に対し報告を行う体制を整備する。

③ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

［運用状況］

・監査役は、取締役会、グループ経営計画発表会、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等への出席、主要な稟議等重要文書の閲覧のほか、必要に応じて当社グループの役職員に説明を求め、職務の執行に当たっています。

・また、報告者に対して、報告を理由とした不当な取扱いが行われないよう、管轄部門に要請しています。

**(9) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針**

① 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

［運用状況］

・監査役の職務執行により生じる費用の前払いや精算は、監査役の請求に従って速やかに処理しています。

### ⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役会と定期的な会合を行うと共に、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。

② 内部監査部門と監査役は、適宜情報交換を行うと共に、連携して監査を行う。

③ 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

［運用状況］

・代表取締役は、監査役会と定期的な会合を行い、監査役との意思疎通を図っています。

・監査部は、監査結果の報告を通じて監査役と適宜情報交換を行うほか、監査役の監査への同行など連携した対応を行っています。

・監査役は、会計監査人と定期的に会合を行うほか、監査部の子会社への監査に同行するなど、必要に応じて子会社の監査役との連携にも努めています。

## ６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

この方針の下、収益の状況や経済金融情勢、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、株式分割や記念増配を実施したほか、自己株式の取得による株主還元や、投資魅力向上のための株主優待制度の変更などを行ってまいりました。

今後につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、業績に対応した株主還元の充実に努めてまいります。なお、内部留保資金は、Ｍ＆Ａや営業拠点網の整備などの成長投資に充当するほか、有利子負債の削減等、財務体質の一層の充実・強化にも活用いたします。

当期の配当につきましては、第２四半期末配当を15円とし、2023年２月７日に創立85周年を記念いたしまして期末配当予想を前期比５円増配の25円とすることといたしました。この結果、第２四半期末配当金15円と合わせた当期の年間配当額は40円と、前期実績35円から５円の増配となります。

次期の配当につきましては、上記記載の基本方針に沿って、１株当たり第２四半期末配当15円、期末配当25円、年間配当計40円を予定しております。

# 連結貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **155,605** | **流動負債** | **143,473** |
| 現金及び預金 | 42,897 | 支払手形及び買掛金 | 53,547 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 70,230 | 電子記録債務 | 55,483 |
| 電子記録債権 | 18,137 | 短期借入金 | 12,486 |
| 商品及び製品 | 17,399 | １年内返済予定の長期借入金 | 8,426 |
| 仕掛品 | 1,059 | コマーシャル・ペーパー | 3,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,288 | リース債務 | 352 |
| その他 | 2,788 | 未払法人税等 | 2,781 |
| 貸倒引当金 | △196 | 契約負債 | 185 |
| **固定資産** | **69,802** | 賞与引当金 | 1,446 |
| **有形固定資産** | **59,303** | 役員賞与引当金 | 101 |
| 建物及び構築物 | 13,425 | その他 | 5,662 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,723 | **固定負債** | **24,037** |
| 土地 | 42,148 | 長期借入金 | 15,620 |
| リース資産 | 431 | リース債務 | 609 |
| 建設仮勘定 | 294 | 繰延税金負債 | 1,727 |
| その他 | 278 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,556 |
| **無形固定資産** | **1,280** | 退職給付に係る負債 | 1,193 |
| のれん | 192 | 役員退職慰労引当金 | 634 |
| その他 | 1,088 | その他 | 2,695 |
| **投資その他の資産** | **9,218** | **負債合計** | **167,510** |
| 投資有価証券 | 3,999 | （純資産の部） | |
| 破産更生債権等 | 353 | **株主資本** | **54,453** |
| 賃貸不動産 | 1,640 | **資本金** | **3,195** |
| 退職給付に係る資産 | 174 | **資本剰余金** | **6,672** |
| 繰延税金資産 | 714 | **利益剰余金** | **46,352** |
| その他 | 2,678 | **自己株式** | **△1,767** |
| 貸倒引当金 | △343 | **その他の包括利益累計額** | **1,583** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **1,312** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△8** |
| | | **土地再評価差額金** | **331** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **△51** |
| | | **非支配株主持分** | **1,860** |
| | | **純資産合計** | **57,897** |
| **資産合計** | **225,408** | **負債及び純資産合計** | **225,408** |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **407,022** |
| **売上原価** | | **359,207** |
| **売上総利益** | | **47,814** |
| **販売費及び一般管理費** | | **38,090** |
| **営業利益** | | **9,723** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 161 | |
| 仕入割引 | 301 | |
| 不動産賃貸料 | 238 | |
| 持分法による投資利益 | 65 | |
| その他 | 345 | 1,112 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 363 | |
| その他 | 172 | 536 |
| **経常利益** | | **10,300** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 124 | |
| 投資有価証券売却益 | 9 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,202 | |
| 会員権売却益 | 2 | |
| 補助金収入 | 105 | |
| 固定資産受贈益 | 16 | 1,461 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 22 | |
| 固定資産除却損 | 60 | |
| 固定資産圧縮損 | 16 | |
| 減損損失 | 491 | |
| 投資有価証券評価損 | 0 | |
| 会員権評価損 | 2 | 594 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **11,167** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,584 | |
| 法人税等調整額 | △422 | 4,161 |
| **当期純利益** | | **7,006** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 319 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **6,686** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（2023年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **8,566** | **流動負債** | **23,675** |
| 現金及び預金 | 3,254 | 短期借入金 | 12,400 |
| 前払費用 | 142 | コマーシャルペーパー | 3,000 |
| 未収入金 | 1,040 | １年内返済予定の長期借入金 | 6,498 |
| 関係会社短期貸付金 | 4,292 | リース債務 | 258 |
| その他 | 142 | 未払金 | 795 |
| 貸倒引当金 | △307 | 未払費用 | 131 |
| **固定資産** | **57,225** | 未払法人税等 | 139 |
| **有形固定資産** | **38,499** | 未払消費税等 | 87 |
| 建物 | 7,529 | 預り金 | 202 |
| 構築物 | 372 | 賞与引当金 | 98 |
| 船舶 | 0 | 役員賞与引当金 | 33 |
| 車両運搬具 | 43 | その他 | 30 |
| 工具、器具及び備品 | 177 | **固定負債** | **15,198** |
| 土地 | 29,907 | 長期借入金 | 11,212 |
| リース資産 | 260 | リース債務 | 518 |
| 建設仮勘定 | 207 | 退職給付引当金 | 374 |
| **無形固定資産** | **1,005** | 役員退職慰労引当金 | 230 |
| 借地権 | 429 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,550 |
| ソフトウェア | 7 | 繰延税金負債 | 1,120 |
| リース資産 | 516 | その他 | 190 |
| 施設利用権 | 51 | **負債合計** | **38,874** |
| **投資その他の資産** | **17,720** | （純資産の部） | |
| 投資有価証券 | 3,305 | **株主資本** | **25,428** |
| 関係会社株式 | 13,239 | **資本金** | **3,195** |
| 出資金 | 251 | **資本剰余金** | **6,708** |
| 関係会社出資金 | 118 | 資本準備金 | 6,708 |
| 長期貸付金 | 2 | その他資本剰余金 | － |
| 関係会社長期貸付金 | 418 | **利益剰余金** | **17,291** |
| 敷金 | 118 | 利益準備金 | 489 |
| その他 | 288 | その他利益剰余金 | 16,801 |
| 貸倒引当金 | △22 | 固定資産圧縮積立金 | 1,396 |
| | | 別途積立金 | 11,900 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,504 |
| | | **自己株式** | **△1,767** |
| | | **評価・換算差額等** | **1,489** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **1,166** |
| | | **土地再評価差額金** | **322** |
| | | **純資産合計** | **26,917** |
| **資産合計** | **65,791** | **負債及び純資産合計** | **65,791** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

（自　2022年４月１日
　至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収入** | | **6,528** |
| **営業費用** | | **4,970** |
| **営業利益** | | **1,558** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 156 | |
| 生命保険配当金 | 19 | |
| 受取補償金 | 38 | |
| その他 | 31 | 246 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 259 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 232 | |
| その他 | 3 | 495 |
| **経常利益** | | **1,308** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 123 | |
| 投資有価証券売却益 | 4 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,776 | |
| 会員権売却益 | 2 | |
| 固定資産受贈益 | 16 | 1,923 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 固定資産除却損 | 5 | |
| 減損損失 | 275 | |
| 関係会社株式売却損 | 30 | |
| 会員権評価損 | 2 | 314 |
| **税引前当期純利益** | | **2,917** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 329 | |
| 法人税等調整額 | △89 | 240 |
| **当期純利益** | | **2,676** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年５月30日

ＪＫホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人
東　京　事　務　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高田　佳和 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦上　卓也 |

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＪＫホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＫホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年５月30日

ＪＫホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人
東　京　事　務　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高田　佳和 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦上　卓也 |

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＪＫホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については取締役会等において定期的に状況の説明を受け、必要に応じ子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、適宜事業の状況を把握いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ グループ各社を含めた内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年６月１日

ＪＫホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役　太田　孝三　㊞
常勤監査役　田端　裕和　㊞
社外監査役　小林　慎一　㊞
社外監査役　松田　昭博　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、また、2022年10月に創立85周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円（普通配当　金20円、記念配当　金５円）といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は723,058,500円となります。
なお、当期の中間配当金につきましては１株につき2022年12月６日に15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき40円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
2023年６月29日といたしたいと存じます。

### 第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営に関する意思決定の迅速化と取締役会における監督機能のさらなる強化を目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設等するものであります。

(3) 取締役会長が選定されている場合の運営を明確にするため、取締役会の招集権者並びに議長に関する規定の一部を変更するものであります。
(4) その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示しております）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１条～第５条　（条文省略） | 第１条～第５条　（現行どおり） |
| 第６条（自己の株式の取得）<br>当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | （削除） |
| 第７条～第19条　（条文省略） | 第６条～第18条　（現行どおり） |
| 第20条（取締役の員数）<br>当会社の取締役は15名以内とする。 | 第19条（取締役の員数）<br>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。 |
| （新設） | ２　当会社の監査等委員である取締役は８名以内とする。 |
| 第21条（取締役の選任）<br>取締役は株主総会の決議によって選任する。 | 第20条（取締役の選任）<br>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 |
| ２～３（条文省略） | ２～３（現行どおり） |
| 第22条（代表取締役および役付取締役）<br>当会社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 | 第21条（代表取締役および役付取締役）<br>当会社は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| ２　取締役会はその決議によって取締役社長１名を選定し、また必要に応じ取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 | ２　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| 第23条（取締役の任期）<br>取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第22条（取締役の任期）<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （新設） | ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| ２　補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| （新設） | ３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （新設） | 4　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| 第24条（取締役会の招集）<br>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が代わる。 | 第23条（取締役会の招集）<br>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差し支えある場合または欠員の場合は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が代わる。 |
| 2　取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 | 2　取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 |
| 第25条（条文省略） | 第24条（現行どおり） |
| （新設） | 第25条（重要な業務執行の委任の件）<br>当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第26条（取締役会の決議の省略）<br>　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 | 第26条（取締役会の決議の省略）<br>　当会社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 |
| 第27条（条文省略） | 第27条（現行どおり） |
| 第28条（取締役会の議事録）<br>　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 | 第28条（取締役会の議事録）<br>　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 |
| 第29条（取締役の報酬等）<br>　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | 第29条（取締役の報酬等）<br>　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |
| 第30条（取締役の責任免除）<br>　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 | 第30条（取締役の責任免除）<br>　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | ２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | （削除） |
| 第31条（監査役および監査役会の設置）<br>当会社は監査役および監査役会を置く。 | （削除） |
| 第32条（監査役の員数）<br>当会社の監査役は６名以内とする。 | （削除） |
| 第33条（監査役の選任）<br>監査役は株主総会の決議によって選任する。<br>２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削除） |
| 第34条（常勤監査役）<br>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 | （削除） |
| 第35条（監査役の任期）<br>監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br>3　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。<br>4　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。 | |
| 第36条（監査役会の招集）<br>監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 | （削除） |
| 第37条（監査役会の決議の方法）<br>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | （削除） |
| 第38条（監査役会規程）<br>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第39条（監査役会の議事録）<br>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 | （削除） |
| 第40条（監査役の報酬等）<br>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削除） |
| 第41条（監査役の責任免除）<br>当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>２　当会社は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | （削除） |
| （新設） | 第５章　監査等委員会 |
| （新設） | 第31条（監査等委員会の設置）<br>当会社は監査等委員会を置く。 |
| （新設） | 第32条（常勤監査等委員）<br>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新設） | 第33条（監査等委員会の招集）<br>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 |
| （新設） | 第34条（監査等委員会の決議の方法）<br>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 |
| （新設） | 第35条（監査等委員会規程）<br>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| （新設） | 第36条（監査等委員会の議事録）<br>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。 |
| 第42条～第44条（条文省略） | 第37条～第39条（現行どおり） |
| 第45条（会計監査人の報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 第40条（会計監査人の報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第46条（条文省略） | 第41条（現行どおり） |
| （新設） | 第42条（剰余金の配当等の決定機関）<br>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| （新設） | 第43条（剰余金の配当の基準日）<br>当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。<br>２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。<br>３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| 第47条（期末配当金）<br>当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 | （削除） |
| 第48条（中間配当金）<br>当会社は取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を支払うことができる。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第49条（条文省略）<br>（新設）<br>（新設） | 第44条（現行どおり）<br>附則<br>１．当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第77期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（８名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 吉田　隆（よしだ　たかし）<br>(1946年11月10日生) | 1972年９月　㈱丸吉（現　ＪＫホールディングス㈱）入社<br>1985年６月　同社取締役<br>1986年６月　同社常務取締役<br>1990年３月　同社代表取締役専務業務管理本部長<br>1997年４月　同社代表取締役副社長<br>1998年10月　当社代表取締役副社長業務管理本部長<br>2003年４月　当社代表取締役副社長最高財務責任者（ＣＦＯ）兼業務管理本部長<br>2006年10月　ＪＫホールディングス㈱代表取締役副社長最高財務責任者（ＣＦＯ）兼管理本部長<br>ジャパン建材㈱取締役（現任）<br>2009年６月　当社代表取締役社長経営管理本部長<br>2014年４月　当社代表取締役副会長<br>2016年６月　当社代表取締役会長<br>2022年６月　当社取締役会長（現任） | 715,985株 |

| 候補者番　号 | 氏　　　名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 青木　慶一郎（あおき　けいいちろう）<br>(1967年11月11日生) | 1992年４月　㈱丸吉（現　ＪＫホールディングス㈱）入社<br>2002年４月　当社営業推進本部営業企画室長兼住宅保証部長<br>2003年10月　㈱キーテック取締役<br>2004年４月　同社代表取締役専務<br>2004年６月　当社取締役<br>2008年４月　当社取締役管理本部副本部長<br>ジャパン建材㈱専務取締役管理本部長<br>2009年４月　当社取締役経営管理本部グループ経営企画室長<br>2010年10月　当社専務取締役経営管理本部グループ経営企画室長<br>2013年４月　当社取締役副社長経営管理本部グループ経営企画室長<br>ジャパン建材㈱取締役副社長<br>2014年４月　当社代表取締役社長経営管理本部長<br>ジャパン建材㈱取締役（現任）<br>2022年７月　当社代表取締役社長（現任） | 35,025株 |
| 3 | 吉田　輝（よしだ　あきら）<br>(1986年７月14日生) | 2011年４月　三井不動産㈱入社<br>2011年６月　三井不動産レジデンシャル㈱出向<br>2016年４月　三井不動産㈱商業施設本部<br>2017年４月　当社入社　グループ経営企画室付室長<br>2018年４月　当社経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長<br>2018年６月　当社取締役経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長<br>ジャパン建材㈱取締役（現任）<br>2018年10月　当社取締役経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長兼総務広報部長<br>2022年７月　当社取締役経営企画本部長グループ経営企画室長兼サスティナビリティ推進室長<br>2023年４月　当社常務取締役経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サスティナビリティ推進室長（現任） | 16,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
| --- | --- | --- | --- |
| 4 | 小川明範（おがわあきのり）<br>(1969年８月21日生) | 1993年４月　伊藤忠商事㈱入社<br>2006年４月　当社入社　執行役員営業推進本部副本部長<br>2006年10月　当社執行役員経営本部副本部長兼経営企画室長<br>2008年６月　当社取締役経営本部副本部長兼経営企画室長<br>2009年４月　当社取締役（現任）<br>ジャパン建材㈱専務取締役<br>2010年10月　同社代表取締役専務<br>2013年４月　同社代表取締役社長<br>2019年４月　同社代表取締役社長執行役員（現任） | 18,900株 |
| 5 | 小柳龍雄（こやなぎたつお）<br>(1964年10月６日生) | 1987年４月　㈱丸吉（現　ＪＫホールディングス㈱）入社<br>2007年10月　ジャパン建材㈱合板部長<br>2009年10月　同社執行役員合板部長<br>2011年４月　同社執行役員営業本部副本部長<br>2012年４月　同社取締役<br>2013年４月　同社常務取締役営業本部副本部長<br>2016年４月　同社専務取締役<br>2016年６月　当社取締役（現任）<br>2019年４月　同社取締役副社長執行役員営業本部長（現任） | 13,300株 |

| 候補者番　号 | 氏　　　名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 舘崎和行（たてざきかずゆき）<br>(1961年５月28日生) | 1984年４月　商工組合中央金庫入庫<br>2005年３月　同庫水戸支店長<br>2008年８月　同庫福山支店長<br>2013年６月　同庫調査部長<br>2015年９月　当社出向経営管理本部財務経理部長付部長<br>ジャパン建材㈱管理本部長付部長<br>2016年６月　当社取締役経営管理本部財務経理部財務担当部長<br>ジャパン建材㈱取締役常務執行役員<br>2017年４月　同社常務取締役管理本部長<br>2018年４月　当社取締役経営管理本部副本部長兼財務経理部財務担当部長<br>2019年４月　同社取締役常務執行役員管理本部長（現任）<br>2022年７月　当社取締役経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長兼総務部長<br>2023年４月　当社取締役経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長（現任） | 9,100株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、取締役吉田隆氏、青木慶一郎氏、吉田輝氏、小川明範氏、小柳龍雄氏及び舘崎和行氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第４号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | ＊太田孝三（おおたこうぞう）<br>(1953年８月19日生) | 1977年４月　興国ハウジング㈱入社<br>1998年10月　ジャパン建材㈱（現　ＪＫホールディングス㈱）財務部東京経理課長<br>1999年８月　当社財務課長<br>2003年４月　当社管材庶務部長<br>2009年３月　ＪＫインシュアランス㈱代表取締役社長<br>2009年６月　㈱ハウス・デポ・ジャパン取締役管理部長<br>2010年10月　ＪＫスマイル㈱取締役保険部担当<br>2013年４月　同社代表取締役社長<br>2018年６月　当社常勤監査役（現任）<br>ジャパン建材㈱常勤監査役（現任） | 5,615株 |
| 2 | ＊田端裕和（たばたひろかず）<br>(1957年４月27日生) | 1981年４月　商工組合中央金庫入庫<br>2008年４月　同庫池袋支店長<br>2011年５月　㈱キーテック業務管理部長<br>2011年６月　同社取締役業務管理部長<br>2013年６月　同社常務取締役業務管理部長<br>2015年４月　同社常務取締役業務管理本部長<br>2021年６月　当社常勤監査役（現任）<br>ジャパン建材㈱常勤監査役（現任） | 1,600株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
| --- | --- | --- | --- |
| 3 | ＊小林慎一（こばやし しんいち）<br>(1954年11月14日生) | 1977年10月　監査法人サンワ東京丸の内事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1991年５月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）<br>1996年７月　小林公認会計士事務所開設 代表（現任）<br>2007年１月　㈱ファインディバイス監査役（現任）<br>2019年６月　当社社外監査役（現任）<br>2021年３月　㈲ＫＣＪ取締役（現任） | ー株 |
| 4 | 田中秀明（たなか ひであき）<br>(1954年11月26日生) | 1978年４月　商工組合中央金庫入庫<br>1999年３月　同庫長崎支店長<br>2006年３月　同庫組織金融部長<br>2007年３月　同庫民営化準備室長<br>2008年３月　同庫特別参与総務部長<br>2009年６月　同庫取締役常務執行役員<br>2013年８月　商工中金カード㈱社長<br>八重洲興産㈱社長<br>2018年６月　商工中金リース㈱非常勤監査役<br>2020年６月　当社社外取締役（現任） | ー株 |
| 5 | 谷内豊（たにうち ゆたか）<br>(1956年１月24日生) | 1980年４月　㈱富士銀行入行<br>1996年４月　同行ヒューストン支店副支店長<br>1998年11月　同行プロジェクトファイナンス部部長代理<br>2000年７月　同行欧州審査部審査役<br>2006年３月　㈱みずほコーポレート銀行国際審査部部長<br>2009年４月　㈱モリタ出向<br>2010年10月　みずほインターナショナルビジネスサービス㈱専務取締役<br>2015年10月　日本光機工業㈱代表取締役社長<br>㈱ウェイベックス代表取締役会長<br>2020年６月　日本光機工業㈱顧問<br>当社社外取締役（現任） | 500株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | ＊<br>松田昭博（まつだあきひろ）<br>（1960年11月５日生） | 1983年４月　㈱富士銀行入行<br>2005年２月　㈱みずほコーポレート銀行業務管理部業務推進役<br>2006年３月　同行日本橋営業部副部長<br>2008年４月　同行富山営業部部長<br>2010年６月　㈱クレディセゾン取締役<br>2018年３月　同社取締役グローバル事業部長<br>2020年３月　同社取締役兼執行役員<br>2020年６月　同社顧問<br>当社社外監査役（現任）<br>2020年７月　㈱ZEALS社外取締役（現任） | 800株 |

（注）１．＊は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．監査等委員である取締役候補者　小林慎一氏、田中秀明氏、谷内豊氏及び松田昭博氏は、社外取締役候補者であります。
４．田中秀明氏、谷内豊氏及び松田昭博氏を社外取締役候補者とした理由は、金融、財務、企業統治等に関する豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．小林慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただくことにより、職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．田中秀明氏及び谷内豊氏は、現在、当社の社外取締役であり、小林慎一氏及び松田昭博氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外取締役または社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、田中秀明氏は３年、谷内豊氏は３年、小林慎一氏は４年、松田昭博氏は３年となります。
７．当社は、監査等委員である取締役候補者である太田孝三氏、田端裕和氏、小林慎一氏、田中秀明氏、谷内豊氏及び松田昭博氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう各氏との責任限定契約を改めて締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

８．当社は、監査等委員である取締役候補者である太田孝三氏、田端裕和氏、小林愼一氏、田中秀明氏、谷内豊氏及び松田昭博との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

９．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

10．小林愼一氏、田中秀明氏、谷内豊氏及び松田昭博氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っておりますが、各候補者の選任が承認された場合には届出を継続する予定であります。

【ご参考】
取締役のスキルマトリクス

| | 氏名 | スキル | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 企業経営<br>経営戦略 | 業界経験 | 営業<br>マーケティング | 製造・技術 |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 吉田　　隆 | ○ | ○ | | |
| | 青木慶一郎 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 吉田　　輝 | ○ | | ○ | |
| | 小川　明範 | ○ | ○ | ○ | |
| | 小柳　龍雄 | ○ | ○ | ○ | |
| | 舘崎　和行 | ○ | | | |
| 監査等委員である取締役 | 太田　孝三 | ○ | ○ | | |
| | 田端　裕和 | ○ | | | ○ |
| | 小林　慎一 | ○ | | | |
| | 田中　秀明 | ○ | | | |
| | 谷内　　豊 | ○ | | | |
| | 松田　昭博 | ○ | | | |

| | 氏名 | スキル | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 国際事業<br>海外知見 | ＨＲ<br>人事戦略 | 財務会計<br>ファイナンス | リスクマネジ<br>メント法務 |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 吉田　　隆 | | ○ | ○ | |
| | 青木慶一郎 | ○ | ○ | | |
| | 吉田　　輝 | | | | ○ |
| | 小川　明範 | ○ | ○ | | |
| | 小柳　龍雄 | | | | |
| | 舘崎　和行 | | | ○ | ○ |
| 監査等委員である取締役 | 太田　孝三 | | ○ | ○ | |
| | 田端　裕和 | | | ○ | ○ |
| | 小林　慎一 | | | ○ | ○ |
| | 田中　秀明 | | ○ | ○ | |
| | 谷内　　豊 | ○ | | ○ | |
| | 松田　昭博 | ○ | | ○ | |

**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1998年６月29日開催の第52期定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額600百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告18～19頁に記載のとおりであり、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、全役員を対象とする固定報酬と取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動報酬及び取締役を対象とする退職慰労金で構成することを基本方針としまして、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、監査等委員会設置会社への移行後も、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬、業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は６名（内、社外取締役は０名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役６名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は６名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、1998年６月29日開催の第52期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいており、また、2018年6月28日開催の第72期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額30百万円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付株式付与のための報酬枠を廃止し、改めて、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えることを目的として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を付与するための報酬等の額を年額30百万円以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、各役員の担当業務及びその内容に応じた固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金と、金銭債権として譲渡制限付株式を支給することを基本方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて譲渡制限付株式を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名（内、社外取締役は０名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬制度の内容につきましては、従来の制度と同内容となり、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社でありますジャパン建材㈱の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社でありますジャパン建材㈱の取締役にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2) に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限期間が満了する時点の直前時における取り扱い

上記(1) 及び(3) の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する時点の直前時において上記(3) に定める地位にある場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得するか又はその他当社の取締役会での協議を踏まえて決定した方法に従って本割当株式を取り扱う。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**第８号議案　退任取締役に対する退職慰労金支給の件**

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、本総会終結の時をもって取締役を退任し、第４号議案「監査等委員である取締役６名選任の件」が原案どおり承認された場合監査等委員である取締役に就任する田中秀明氏及び谷内豊氏に対し、取締役在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたく存じます。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告19頁に記載のとおりであり、本議案に係る退職慰労金の額は、当該方針に基づいて支給するものであり、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏　名 | 略　歴 |
|---|---|
| 田　中　秀　明 | 2020年６月　当社取社外締役就任（現任） |
| 谷　内　　豊 | 2020年６月　当社社外取締役就任（現任） |

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

【会　場】東京都江東区新木場一丁目７番22号
新木場タワー　１階　大ホール
ＴＥＬ：03－5534－3800

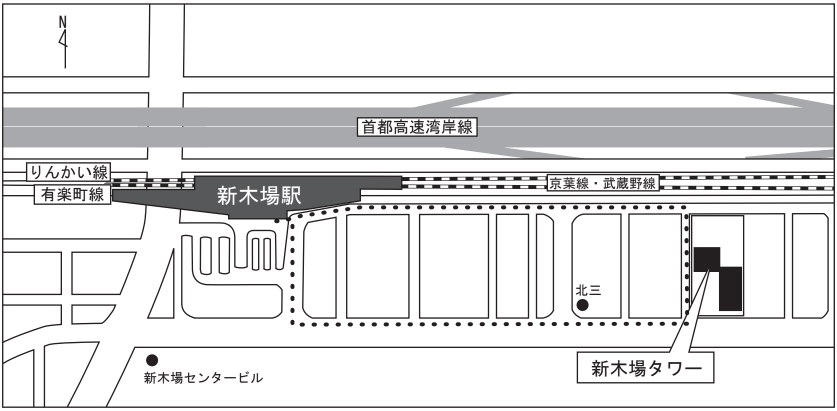


## 交通のご案内

ＪＲ京葉線・武蔵野線
東京メトロ有楽町線
東京臨海高速鉄道りんかい線
「新木場駅」下車　徒歩７分

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080
FSC
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK